身近な相談窓口

あなたの気持ちを話すことは、こわいことでもはずかしいことでもありません。あなたが安心して話せる大人に話してみましょう。

あなたの学校

学校

（0246-　　-　　）

いわき市の相談窓口

各地区保健福祉センター	電話番号
○ 平	0246-22-7457
○ 小名浜	0246-54-2116
○ 勿来・田人	0246-63-2117
○ 常磐・遠野	0246-43-2116
○ 内郷・好間・三和	0246-27-8691
○ 四倉・久之浜大久	0246-32-2114
○ 小川・川前	0246-83-1329
こども家庭課	0246-27-8596

受付時間

（月～金　午前８時30分～午後５時）

保健福祉センターとは

住民に身近な保健サービスや福祉サービスを提供する地区ごとにある施設です。乳幼児健診、介護について など健康についての相談や申請を受け付けています。

こども家庭庁

親子のためのLINE相談



オレンジリボンは、こどもへの虐待を防止する運動のシンボルマークです。



児童相談所とは

お父さんやお母さんにかわってこどもを守る施設です。こどもに関係することなら、こどもからの相談はもちろん、お母さんやお父さんからの相談も受け付けています。

こどもがもつ 大切な権利





子どもはだれもがみんな幸せに生活するための権利を持っています

いわき市役所

子どもの権利条約　4つの原則

子どもの時期だからこそ大切にされる4つの原則があります。この原則は「子どもは権利の主体で、権利を使う力のある1人の人」であること「成長していく特別な過程にあるからこそ、守られ安全に暮らすべき大切な存在」であることが約束されています。

原則1
命が守られ成長できること



原則2
意見を表明し、参加できること



原則3
子どもにとって最もよいこと



原則4
差別のないこと



幸せに生活するための　４つの権利

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利

大人はみんな、この約束を守らなければなりません！





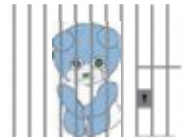
「権利」とは、生きるうえで当たり前に約束されていることだワン！！

大人からこんなことされてませんか？

たたかれる・けられる
体罰



閉じこめられる
外にしめ出される



食事を用意してくれない
病院へつれて行ってくれない



痛いことをさせられる・いやな思いをさせられる

無視される
きょうだいと比べてけなされる



嫌なのにプライベートゾーン※を見たり触ったりされる



心を傷つけられる

※水着で隠れる部分（胸・おしり・性器）と口のこと。

これらのことは児童虐待といって、法律で禁止されています

「自分が悪い」「うちはしょうがない」なんて決して思わないでください！！

もしも、あなたやあなたの家族・お友達がこんなことをされていたら、
自分ひとりで抱え込んだりしないでください

信頼できる大人に相談してください



なまえ：ケンリー
くまったくんが困ったときに、大切な権利についてを教えて、アドバイスしてくれる愛犬



なまえ：くまった
口癖は「くまった～（困った）」。友だち思いで友だちの悩みを一緒に考えてくれる。